

非常変災時における臨時休業等の措置について

台風・地震発生等の非常変災時における臨時休業等の措置については次のとおり行いますので、よくご覧になり、テレビ・ラジオ放送で発表内容と時刻をご確認の上、お間違いのないようお願いいたします。

また、非常変災時には関係機関等からの緊急連絡を受けるため、学校の電話回線を確保する必要がありますので、電話によるお問い合わせは、ご遠慮ください。

1 尼崎市に「大雨警報」「洪水警報」「暴風（暴風雪を含む）警報」及びこれらにかかる「特別警報」が発表された場合

(1) 午前7時現在で発表中の場合

生徒は、自宅待機とします。

引き続き、午前9時現在で「上記の警報」が発表中の場合

生徒は、臨時休業とします。 中学校弁当中止（返金あり）



(2) 午前9時までで解除された場合

生徒は、午前9時30分をめぐりに登校する。（2校時からの授業を行います。） 中学校弁当実施

(3) 授業中に発表された場合

状況に応じて、生徒を学校待機、帰宅させる等の対応をとります。

(4) 上記以外の警報、大雨・洪水等の注意報が発令された場合は、平常どおりに授業を行いますので、生徒は、安全に注意しながら登校してください。

大型の台風が直撃するなど、警報等の発表が明らかに予測される場合は、警報の発表の有無に関係なく臨時休業の措置をとる場合があります。（前日に、翌日の臨時休業とする措置を決定する場合があります。）

2 尼崎市に「震度5弱以上」の地震が発生した場合

(1) 登校前に発生した場合（授業日の前日及び当日）

生徒は、臨時休業とします。 中学校弁当中止（返金あり）

(2) 登校後に発生した場合

状況に応じて、生徒を学校待機、帰宅させる等の対応をとります。

中学校弁当提供前に「下校」と判断した場合は、中学校弁当中止（返金なし）

ただし、弁当が配達されている場合は、本人に渡します。

(3) 登下校中に発生した場合

生徒自身で、最も安全と考えられる場所（学校、自宅、強固な建物等）に避難する。

学校に避難してきた生徒については、状況に応じて、学校待機、帰宅させる等の対応をとります。

登校中に発生した場合、中学校弁当中止（返金あり）



3 その他

(1) 非常変災の発生にかかわらず、学校長が生徒の安全確保が難しい状況であると判断した場合などは、臨時休業の措置をとる場合があります。

(2) 臨時休業等の措置については、「ミマモルメ」「校門付近の掲示」により情報発信していきますが、状況により発信できない場合があります。

(3) 万一、ご家庭や生徒が災害にあわれたときは、学校に連絡ください。＜南武庫之荘中学校：TEL.6436-2241＞